

上尾市ケアマネジメントに関する基本方針

上尾市健康福祉部長
令和3年 1月 6日

1. 策定の趣旨

介護支援専門員及び地域包括支援センター職員等（以下、「ケアマネジャー等」という。）は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に資するケアマネジメントを実施する必要があります。そのため、本市におけるケアマネジメントの有り方を明確にし、ケアマネジャー等と共有するために本基本方針を策定しました。

ケアマネジャー等の皆様におかれましては、本基本方針の内容を踏まえたケアマネジメントを実施していただきますようお願いします。

2. ケアマネジメントの基本的な方針

本市では、「上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月27日条例第23号）」及び「上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月25日条例第38号）」に基づき、居宅介護支援及び介護予防支援に関する基本方針を以下のとおりとします。

3. 居宅介護支援の基本方針（条例第4条、第15条より）

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④ 市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事

業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めること。

- ⑤ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮すること。
- ⑥ 自らその提供するケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

4. 介護予防支援の基本方針（条例第4条、第32条より）

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④ 市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めること。
- ⑤ 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮すること。
- ⑥ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定すること。
- ⑦ 自らその提供するケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

5. 介護予防支援の留意事項

① 埼玉県が作成した「自立支援型ケアマネジメントのためのアセスメントマニュアル」を参考に、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実施を心掛けること。

② 平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」を参照しながら、介護予防ケアマネジメントを実施すること。

ただし、介護予防・日常生活支援総合事業サービスA、B、Cと介護予防ケアマネジメントA、B、Cは混同しやすいことから、本市においては、厚生労働省で定める介護予防ケアマネジメントA、B、Cを、それぞれ介護予防ケアマネジメントⅠ、Ⅱ、Ⅲと規定しているので留意すること。